

5-76 制動灯

5-76-1 装備要件

自動車（最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車には、制動灯を後面に 1 個備えればよい。（保安基準第 39 条第 1 項）

5-76-2 性能要件

5-76-2-1 視認等による審査

(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下 5-76 及び 5-77 において同じ。）又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 39 条第 2 項関係、細目告示第 212 条第 1 項関係）

- ① 制動灯は、昼間にその後方 100m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が 15W 以上 60W 以下で照明部の大きさが 20 cm² 以上であり、かつ、その機能が正常な制動灯は、この基準に適合するものとする。
- ② 尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の 5 倍以上となる構造であること。
- ③ 制動灯の灯光の色は、赤色であること。
- ④ 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向 45° の平面及び制動灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- ⑤ 制動灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

(2) 次に掲げる制動灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第 212 条第 2 項関係）

- ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯

5-76-2-2 テスタ等による審査

5-76-2-1 (1)③の規定による赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5. に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。

5-76-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 39 条第 3 項関係）

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第212条第3項関係）

- ① 制動灯は、主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置をいう。）若しくは補助制動装置（リターダ、排気ブレーキその他主制動装置を補助し走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。）を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した際に細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。

なお、視認等により電気式回生制動装置の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。

- ② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1m以下、下縁の高さが地上0.35m以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上0.35m以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。
- ③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。
- ④ 後面の両側に備える制動灯の取付位置は、②及び③に規定するほか、5-69-3(1)④及び⑤の基準に準じたものであること。
- ⑤ 制動灯は、点滅するものでないこと。
- ⑥ 制動灯の直射光又は反射光は、当該制動灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- ⑦ 制動灯は、自動車の前方を照射しないように取り付けられていること。
- ⑧ 制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-76-2-1(1)（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、5-76-2-1(1)④に係る部分を除く。）に掲げた性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、5-76-2-1(1)に掲げた性能のうち5-76-2-1(1)④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-76-2-1(1)④に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- (2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える制動灯には、(1)の規定のうち②の基準は適用しない。

ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車に備える制動灯を除く。

この場合において、上縁の高さが地上2.1m以上となるように取り付けられた制動灯に係る4-76-2-1(1)④の適用に当たって、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読

み替えるものとする。

ア 自動車の後面に補助制動灯が備えられていないこと。

イ 自動車の後面の両側に制動灯が左右2個ずつであること。

ウ 後面の両側下部に制動灯を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上1.5m以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上2.1m以下）であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるようにそれぞれ取り付けられていること。

エ 後面の両側上部に制動灯を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える制動灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

(3) 次に掲げる制動灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第212条第4項関係）

① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯

② 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯

5-76-4 適用関係の整理

4-76-4の規定を適用する。